

固定資産税に関する



申告を忘れずに!!

長期優良住宅に対する固定資産税が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

◆要件（次の要件をすべて満たした場合に限る）

- ①平成21年6月4日から平成32年3月31日までの間に新築された住宅
- ②長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅
- ③住宅部分の床面積が1/2以上で、かつ50㎡（戸建以外の貸家住宅については40㎡）以上280㎡以下の住宅

◆減額内容

新築後5年間（一般の住宅）または7年間（3階建以上の

中高層耐火住宅等）、床面積が120㎡以下の住宅部分について、税額が1/2となります。

◆手続き

新築した翌年の1月31日までに、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付し、申告書を提出してください。

1月は償却資産（固定資産税）の申告期間です

法人・個人で事業（工場・商店・アパート経営・太陽光発電事業など）を営んでいる場合、所有している事業用資産（機械・器具・舗装等の構築物・備品など）には償却資産分として固定資産税がかかります。市内に償却資産を所有している方は、1月1日現在における償却資産の所有状況を1月31日までに市長に申告しなければなりません。



所有している資産を確認の上、申告してください。なお、申告期限前は窓口が混雑します。また、「eLTAx」による電子申告もご利用できます。

お問い合わせは、資産税課（2階）
☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

善意をありがとうございます
(敬称略)

・市へ

- ▼市原 雅利 (金1万円)
- ▼仲内 光広 (金1万円)
- ▼山田 雅敏 (金1万円)

・社会福祉協議会へ

- ▼有会社社 茂原ツインサーキット (金10万円)
- ▼文化祭実行委員会社交ダンス部門(金6万6861円)
- ▼立正佼成会 茂原教会 (金5万円)

▼中の島地区社会福祉協議会 (金1万9006円)

▼中村 静夫 (金1万円)

▼獅子吼園 (金5千円)

▼豊岡祭りの会 (金5千円)

参加無料

介護予防講演会「これからの健康寿命の伸ばし方」

～人生100年時代を明るく迎えるために～

まもなく「平成」が終わり、新しい時代が幕を開けます。人生100年時代も他人事ではなくなる時代になります。この時代を明るく迎えられる茂原市にするためには、市民一人ひとりの意識が大切となります。今回は、TVや雑誌で有名な「東京都健康長寿医療センター研究所」の講師を招き講演会を行います。

◆日時 2月5日◎13時30分～16時（受付13時15分～）

◆内容 第1部 「地域ぐるみで取り組むこれからの健康寿命の伸ばし方」

講師：地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 大淵修一氏

第2部 「もばら百歳体操と併せて楽しく取り組む体操体験」

講師：介護度重度化防止推進員、もばら百歳体操ひろめ隊等

◆対象者 市内在住・在勤者

◆定員 100人（申込順）

◆場所 市役所市民室



※体を動かしやすい服装・靴でお越しください。

お申し込み・お問い合わせは、地域包括支援センター（2階） ☎(20)1583、FAX(26)6788へ。